

平成 26 年 12 月 19 日
農 林 水 産 省

日豪 E P A に係る飼料用麦の民間貿易移行について

- 1 日豪 E P A については、先の臨時国会にて協定案及び関連法案である関税暫定措置法改正案が成立し、日豪両政府とも早期の発効に向けて準備を進めてきた結果、同協定は来年 1 月 15 日（木）に発効することとなった。
- 2 飼料用麦の承認工場制度による民間貿易化への移行について、財務省と飼料メーカー等の意見を踏まえて協議を重ね、法案及び関連する政省令等について、業界の要望を反映させたものとすることができた。（現在、全国各地の税関が飼料用麦承認工場制度を含む日豪 E P A についての説明会を実施中）
- 3 また、国家貿易から民間貿易化への移行に際して、各飼料用麦買受団体に対して、承認工場制度構築に向けた検討や、農林水産省として行う食糧用への横流れ防止策（承認工場制度飼料用麦の証明要領で規定）について、数度にわたる説明を行い、関係者の理解を得られている。
- 4 今後、承認工場制度飼料用麦の証明要領（仮称）制定を始めとする日豪 E P A 発効に向けた作業を次のとおり着実に進めて参りたい。

（今後のスケジュール）

1 2 月 1 9 日（金）飼料用麦買受団体、商社他関係者への説明会
（承認工場制度飼料用麦の変形加工証明要領（仮称）（案）について説明）

1 月 1 4 日（水）地方農政局等担当者に対する説明

1 月 1 5 日（木）日豪 E P A 発効

（承認工場制度飼料用麦の変形加工証明要領（仮称）の施行）

（税関において承認工場申請受付開始）

(参考)

承認工場制度飼料用麦の変形加工証明要領（仮称）（案）の概要

1 目的

国家貿易（S B S）飼料用麦と同様に、承認工場制度の下で民間貿易により輸入される飼料用麦に対しても、財務省が行う食糧用への横流れ防止措置に加え、全ての承認工場が飼料用麦の変形加工や適正流通が行われたことの証明を行う。

（なお、承認工場制度で輸入される飼料用とうもろこしにおいても同様の要領による証明が実施されているところ。）

2 証明実施者（機関）

承認工場の代表者（公平適正に証明を実施するための適性条件を規定）又は委託を受けた第三者証明機関（日本穀物検定協会、新日本検定協会等の農産物検査登録機関）

3 証明対象となる麦

日豪E P Aによる承認工場制度の下で輸入される単体及び配合飼料用麦（小麦・大麦）

4 証明方法

変形加工確認、現物や各種帳簿による原料麦及び加工品数量の確認等（現行のS B S飼料用麦に係る証明と同様の内容）

5 報告

証明実施者（機関）は、証明を実施した月ごとに農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に報告。

生産局長は不適正な加工の報告を受けた場合には、調査の上、地方農政局等に必要な指示を行うとともに、税関に報告する。

以上

新たな豪州麦承認工場制度における、横流れ防止措置に係る法令等の体系(案)イメージ

関税暫定措置法(及び施行令・施行規則)

法案は臨時国会において可決成立(11月12日)
施行令・規則は12月12日官報掲載済

○法令の概要

- ・承認工場制度による関税の軽減・免除
(税関長の承認を受けた工場で、輸入許可日から1年以内に飼料製造に使用される原料品への関税免除等)
- ・制度対象原料品と同種の原料品の混用包括承認
- ・製造用原料品及び製品数量の届出、税関検査
- ・用途外使用及び譲渡の禁止、使用期限等
- ・飼料の規格(変形加工等)
- ・違反等による関税の追徴

関税法

(主な関連規定)

- ・税関職員の権限(報告、検査等)(法105条)
- ・違反等による1年以下の懲役又は2百万以下の罰金(法112条の2)

関連通達・要領

{ 承認工場制度運用等に係る規定 }

承認工場制度飼料用麦の証明要領(新設)

(農林水産省生産局長通知)

承認工場制度の下で義務付けられる飼料用への使用、変形加工の実施が確実に行われたことを承認工場自ら又は第三者機関が証明するための規定を定める(国産麦、とうもろこしを例に検討)

※現行国産麦の規定(飼料用輸入麦証明事務取扱要領)を踏まえ、同程度になるよう検討

(予定される主な関連規定)

- ・証明の実施者
- ・第三者証明者への委任
- ・証明の場所、時期

- ・証明の方法等
 - ①証明準備、ロットの編成
 - ②証明方法←単体、配合飼料別に、変形加工の具体的方法、確認基準を定め、飼料用麦の全量の加工、数量等を確認し、証明を行う

- ・証明の報告
- ・不適正使用、加工に対する措置(税関への報告等)

横流れ防止措置を補完

承認工場制度飼料用麦の変形加工証明要領(案)について(概要)

平成26年12月19日現在

基本的な考え:

食糧用への横流れ防止措置として、現行の国家貿易により輸入される飼料用麦と同様の取扱いとするよう検討。

○証明の対象となる麦

- ・日豪EPAにより承認制度で輸入された全ての飼料用麦

○証明を行う者

- ・日豪EPAによる民間貿易麦を輸入した承認工場
- ・承認工場自ら又は委託された第三者(両者を証明実施機関と総称)による証明の実施

○証明の場所・時期等

- ・承認工場において実施
- ・証明のロットは、同一の輸入許可番号に係る飼料用麦
- ・単体飼料用麦にあつては、加工後、出荷前に証明実施
- ・配合飼料にあつては、加工後原則30日以内に証明実施(複数のロット分を一定期間でまとめて実施)

○証明方法の届出、証明実施依頼書の提出

- ・自らの証明か、第三者委託証明かについて、を生産局長に届出(初回のみ)
- ・自らの証明の場合は、上記届出の際に組織図、必要な技能や器具等を有することについての資料を併せて提出
- ・第三者委託証明の場合、承認工場は証明機関に対し、加工開始前に証明実施依頼書を提出

○単体飼料用麦に係る証明

- ・原料麦受払及び加工品数量の確認(帳簿確認)
- ・加工品の量目、加工形態及び品位(水分・灰分)等の確認(現品等確認)

○配合飼料用麦に係る証明

- ・原料麦受払及び加工品数量の確認(帳簿確認)

○証明の報告

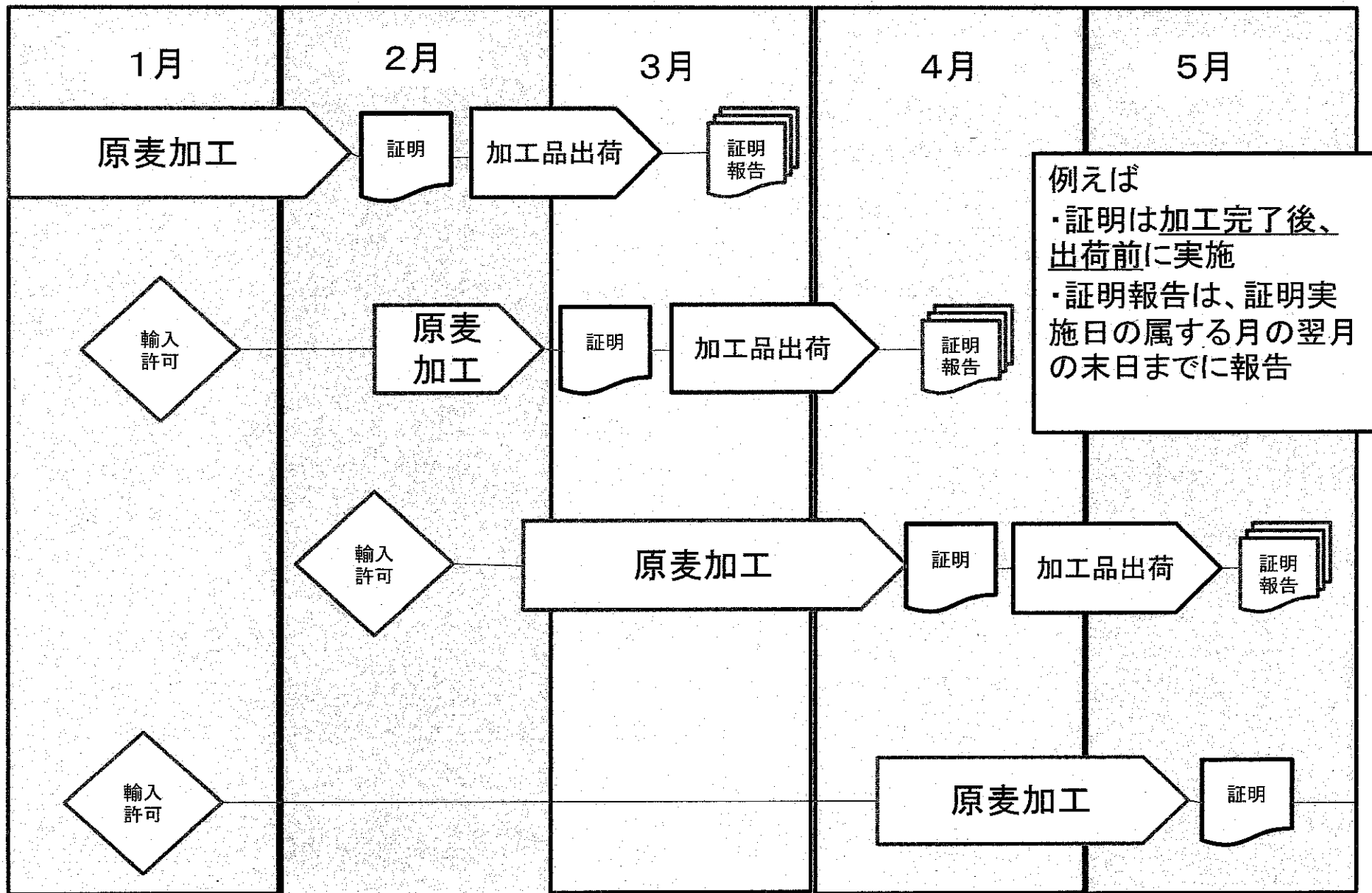
- ・証明実施機関から、生産局長に月単位で報告
- ・第三者委託証明の場合は、承認工場にも報告
- ・不適正加工等の報告を受けた場合、生産局長は、調査し、適切な指導を行った上、所轄の税関にも報告

○要領施行日

- ・日豪EPA発効日(改正関税暫定措置法施行日)

日豪EPA飼料用麦の加工と証明・報告タイミングのイメージ(単体飼料)

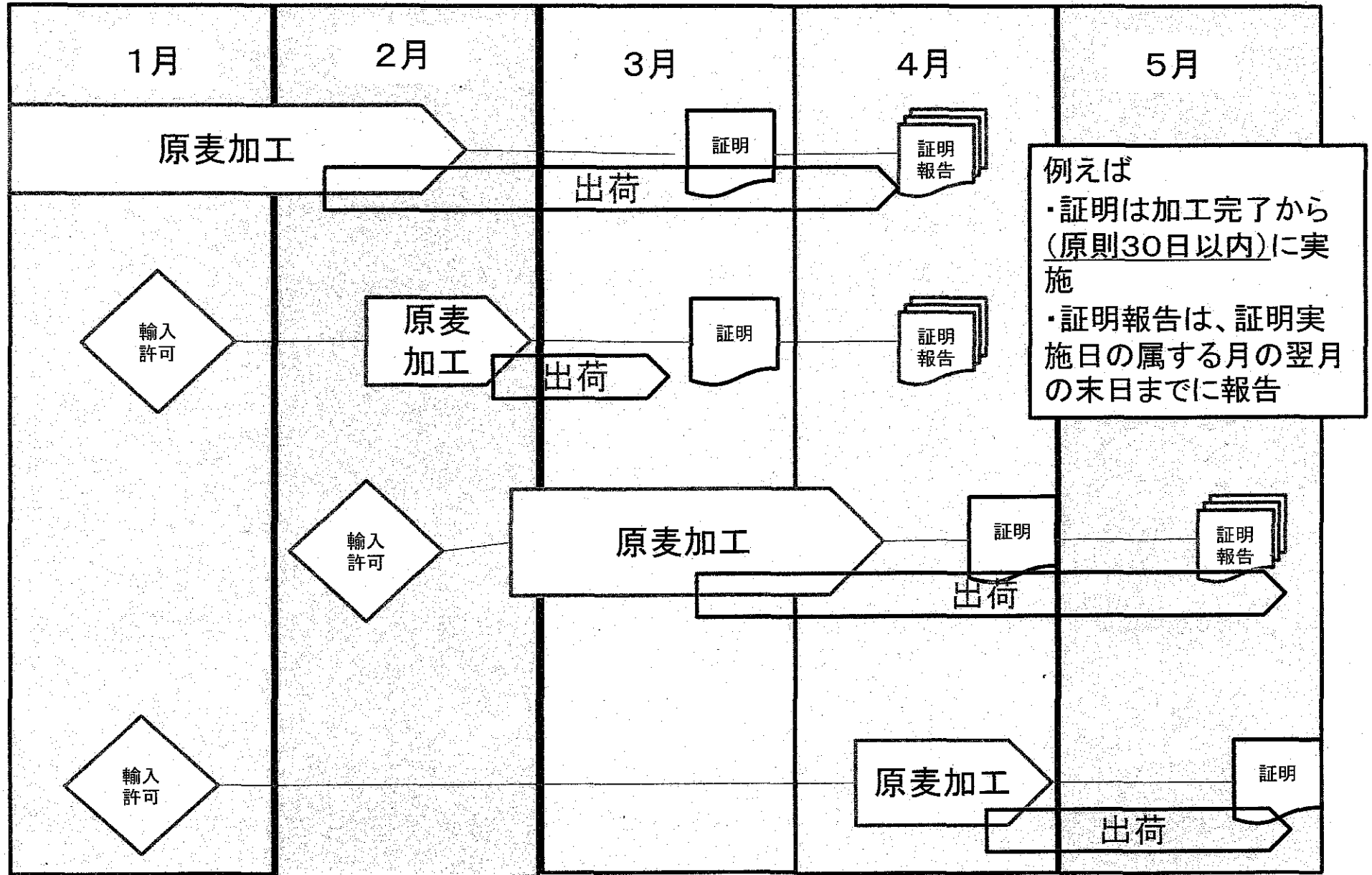
26年12月現在案
(未定稿)



-5-

日豪EPA飼料用麦の加工と証明・報告タイミングのイメージ(配合飼料)

26年12月現在案
(未定稿)



(参考) 国家貿易下での飼料用麦について提出を要する報告書等の一覧と日豪EPA飼料用麦の取扱い

26年12月現在(案)

整理番号	報告様式名	根拠規定	概要	提出者	提出先	備考	日豪EPAでの取扱い(案)
1	加工期限延長届	基本要領Ⅱの第7の1の(3)	加工期限の延長を希望	買受人	地方農政局長等		提出不要
2	飼料麦の加工数量等の届出	基本要領Ⅱの第12の1	買受けた飼料麦の加工数量等の計画を報告	買受人	地方農政局長等及び生産局長		提出不要
3	用途等変更届	基本要領Ⅱの第12の2	加工数量等の変更を届出	買受人	地方農政局長等及び生産局長		提出不要
4	特別売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書	基本要領Ⅱの第15 SBS契約書第32条	単体飼料の加工・譲渡の計画を報告	買受人	生産局長	局長が指示した場合のみ提出	提出不要
5	特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書	基本要領Ⅱの第16の1 SBS契約書第33条	飼料の加工・譲渡完了を報告	買受人	農林水産大臣 (生産局長経由)	飼安法第9条対応	提出不要
6	特別売買契約に係る飼料用輸入麦輸入状況報告書	基本要領Ⅱの第16の5 SBS契約書第33条	商社が飼料麦輸入数量等を報告	売渡人	農林水産大臣 (生産局長経由)	飼安法第9条対応	提出不要
7	特別売買契約に係る単体飼料用輸入丸粒大麦引渡実績報告書	SBS契約書第33条	供給先の畜産農家ごとの供給実績を毎月報告	買受人	地方農政局長等	丸粒大麦関係	提出不要
8	特別売買契約に係る飼料用輸入(小・大)麦受払台帳	基本要領Ⅱの第16の2 SBS契約書第33条の2	飼料麦を原料とした飼料及び単体加工品の受払を明確に記帳・台帳を整備	買受人			提出不要
9	搬入使用台帳・搬入利用台帳	SBS契約書第33条の3 丸粒大麦要領第6の3	丸粒農家が供給状況を記帳・台帳を整備	丸粒農家		丸粒大麦関係	提出不要
10	飼料用輸入麦加工工場指定申請書	加工工場指定要領第4	工場の指定申請書	飼料工場	生産局長(地方農政局長等 経由)		提出不要
11	飼料用輸入麦加工工場指定申請変更届	加工工場指定要領第6	工場の指定申請の記載事項変更	飼料工場	生産局長(地方農政局長等 経由)		提出不要
12	飼料用輸入麦加工完了報告書	加工工場指定要領第7	証明完了、加工完了の報告	飼料工場	地方農政局長等		提出不要
13	飼料用原料麦受払台帳	加工工場指定要領第7	飼料工場が原料麦受払を記帳・台帳を整備	飼料工場		工場独自の台帳があれば代用可	提出不要
14	加工及び加工品(製品)受払台帳	加工工場指定要領第7	飼料工場が製品受払を記帳・台帳を整備	飼料工場		工場独自の台帳があれば代用可	提出不要
15	飼料用原料麦保管台帳	加工工場指定要領第7	飼料工場が原料麦受払を記帳・台帳を整備	飼料工場		単体飼料麦のみ	提出不要
16	飼料用輸入麦証明実施計画書	飼料麦証明要領第3及び承認工場飼料麦証明要領	証明実施計画の報告	証明実施者	地方農政局長等		承認工場代表者が自ら証明の場合のみ生産局長に提出を継続
17	飼料用輸入麦証明結果報告書	飼料麦証明要領第7	証明完了の報告	証明実施者一証明実施機関	地方農政局長等→生産局長 (第三者証明者委託の場合 は、依頼した承認工場代表者 にも)	単体・配合飼料全て	提出先を変更して継続
18	承認工場飼料用麦の証明方法等の届出書(新設)	承認工場飼料麦証明要領	証明実施について、承認工場の代表者自ら又は第三者証明者に委託することについての届出書(初回のみ)	承認工場代表者	生産局長	要領制定時のみ承認工場が提出(以後変更時のみ提出)	新設(初回のみ)
19	承認工場飼料用麦の証明依頼書(新設)	承認工場飼料麦証明要領	証明実施を第三者証明者に委託する場合における、承認工場代表者からの証明実施依頼書(随時)	承認工場代表者	第三者証明者(検査機関等)	承認工場自ら証明の場合は不要	新設(随時)

根拠規定について:

「基本要領」:「輸入麦の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成21年7月1日付け21総食第102号農林水産省総合食料局長通知)

「SBS契約書」:「飼料用輸入麦の特別売買契約書」(同上)

「丸粒大麦要領」:「丸粒大麦取扱要領」(平成22年9月2日付け22生畜第1099号農林水産省生産局長通知)

「加工工場指定要領」:「飼料用輸入麦加工工場指定要領」(平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知)

「飼料麦証明要領」:「飼料用輸入麦証明事務取扱要領」(平成13年3月31日付け12生畜第1867号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知)

「承認工場飼料麦証明要領」:「承認工場制度に係る飼料用麦の変形加工証明要領(仮称)」(日豪EPA発効にあわせ、農林水産省生産局長通知の制定を現在検討中)

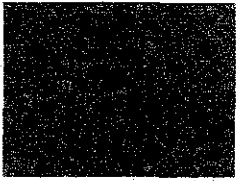
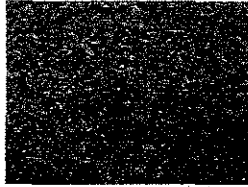
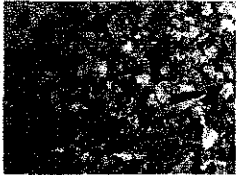


提出先について:

生産局長:農林水産省生産局長

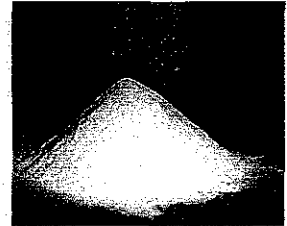
地方農政局長等:工場所在地を所轄する地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長

証明実施者及び証明実施機関:「飼料麦証明要領」又は「承認工場制度飼料麦証明要領」の規定に基づき変形加工等の証明を実施する飼料工業代表者又は委託を受けた第三者証明者(検査機関等)

(参考)飼料用麦の変形加工方法について(小麦・大麦共通)

<p>ばん碎(粉碎) 加工</p>	<p>粉碎機械(ハンマーミル)又は、ばん碎機械(ローラーミル)によりひき碎き、孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工すること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ばん碎加工 小麦</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ばん碎加工 大麦</p> </div> </div> <p>なお、ばん碎(ひき割りを含む)による単体小麦飼料においては、ばん碎加工小麦(全粒)に、他の小麦から生産されたふすま(小麦の外皮)を30%以上加えることを義務付けている。(左は単体小麦飼料)</p>
<p>ひき割り 加工</p>	<p>ばん碎機械(ローラーミル)等によって、原麦の1粒を4ツ割程度に加工すること、ばん碎加工に当たらないもの</p> <div style="text-align: center;">  <p>ひき割加工大麦</p> </div>
<p>圧ぺん 加工</p>	<p>圧ぺん装置を用いて蒸気により加熱した原麦を、1.5ミリメートル又はそれ以下の厚さに加圧加工すること(加圧により加熱するものも含む)であって、ばん碎加工又はひき割り加工に当たらないもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>圧ぺん加工 小麦</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>圧ぺん加工 大麦</p> </div> </div>

参考:
食糧用(小麦)
小麦粉



食糧用(大麦)
押麦



焼酎用精麦

